資料１

地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会の運営について

１．会議の公開について

・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第４条第２号の規定により、検討会は原則として公開とします。ただし、「仙台市情報公開条例」第７条第５項の規定により、審議・検討・協議に関する情報を取り扱うため、一部非公開とします。

２．議事録について

・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第４条第３号の規定により議事録を作成します。議事録は事務局が作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名します。

・議事録署名委員は委員長が指名するものとします。

・議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区，若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開します。

３．議事内容について

第１回検討会（令和８年 10 月 26 日、10 月 29 日）

令和７年度事業と令和８年度事業の事業報告（公開）、事業評価（非公開）

第２回検討会（令和８年 11 月頃）

令和９年度事業の書類審査（非公開）

第３回検討会（令和９年１月頃）

令和９年度事業のプレゼンテーション（公開）、審査（非公開）

４．第１回検討会について

（１）事業報告　公開

・事業ごとに、団体発表 10 分、質疑応答 10 分となります。

・団体に対して、以下の内容を賜りますようお願いいたします。

〇実施事業に関する質問

（工夫した点、検証調査を通して新たに発見された課題　等）

〇委員の皆様のご経験に基づいた、団体の今後の可能性に繋がるような意見　等

（２）事業評価　非公開

・団体の報告終了後、同会場で机の配置を変更して行います。

・主に以下の内容についてご意見を賜りますようお願いします。

〇事業の評価できる点、今後期待する点　等